

## 災害時における応援協力に関する協定

山 形 県  
東 北 港 運 協 会

## 災害時における応援協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と東北港運協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害対策基本法に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が行う被災者のための救援物資等の確保及び輸送活動等に対する乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等に、次条に掲げる応援協力の実施を乙に要請することができる。

（応援協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けた場合は、応援協力を実施するものとする。

2 前項の応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）救援物資等の荷役
- （2）救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所の確保
- （3）埠頭内道路等の啓開
- （4）救援物資等の物資輸送拠点への輸送
- （5）その他必要とする業務

3 乙は、本条第1項の規定による要請があったときは、救援物資等の確保及び輸送等を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、被災者のための救援物資等の確保及び輸送等を実施するために、乙の応援協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、別に定める様式により文書で要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請理由及び災害状況
- （2）要請期間及び場所
- （3）要請内容
- （4）その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第2項各号に掲げる応援協力を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を明示して、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務従事者
- (2) 業務に使用した機材
- (3) 業務従事日数及び場所
- (4) 業務実施状況
- (5) その他必要な事項

(経費の負担等)

第6条 乙が第2条の規定に基づく要請のため第3条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 甲は、前条の実施報告があったときは、書面等に基づきその報告に係る業務が応援協力に要したものであるかを審査し、その負担すべき経費について確定する。

(価格の決定)

第7条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、次により算出された料金を基準として決定する。

- (1) 港湾運送事業法に基づき届出された料金
- (2) 前号の定めにより難しい場合においては、甲と乙とが協議して定めた料金

(連絡体制等)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくとともに、甲にあつては、山形県地域防災計画等を変更したときは、遅滞なく乙に通知し、乙にあつては、協力体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 本協定による応援協力により生じた損害の負担は、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(補償)

第 11 条 第 3 条に規定する甲からの要請に基づき乙が実施した応援協力に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第 12 条 この協定について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

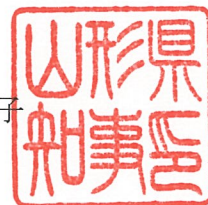
第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 6 月 21 日

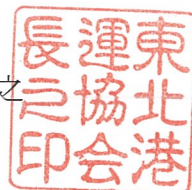
甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 宮城県仙台市宮城野区原町南目字町 1 4 6

東北港運協会 会長 澤藤 孝之



## 災害時における応援協力に関する協定実施細目

災害時における応援協力に関する協定（以下、「協定」という。）第9条の規定に基づき、山形県と東北港運協会との協定を実施するための細目を次のように定める。

（作業場所等）

- 第1条 東北港運協会は、協定第2条に基づく要請があった場合は、直ちに協定第3条第2項第1号に掲げる「救援物資等の荷役」を行う作業場所及び同項第2号に掲げる救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所を確保し、その旨を遅滞なく山形県に報告するとともに、協定第3条第2項各号に掲げる業務に必要な人員、機材等を出動させるものとする。
- 2 前項の報告は、別紙様式1及び2の例によるものとする。

（要請書）

- 第2条 協定第4条に規定する、山形県が東北港運協会に提出する書面は、別紙様式3のとおりとする。

（報告書）

- 第3条 協定第5条に規定する、東北港運協会が山形県へ提出する書面は、別紙様式4のとおりとする。

（担当者等の報告）

- 第4条 協定第8条に規定する連絡責任者等は、別表のとおりとする。

附 則

この実施細目は、令和3年6月21日から実施する。

別紙様式 1

## 港湾荷役作業場所

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第 1 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
港湾荷役 作業場所	

別紙様式 2

## 救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第 1 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
救援物資等の受入場所	
救援物資等の積出施設	
救援物資等の保管場所	
摘 要	



別紙様式3

## 応援協力業務要請書

年 月 日

東北港運協会 会長 殿

山 形 県 知 事

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

連絡先	電話
要請理由及び 災害状況	
要請期間 及び場所	
要請内容	
摘 要	



別紙様式 4

## 応援協力業務実施報告書

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第 4 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
業務従事者	
業務に使用した機材	
業務従事日数及び場所	
業務実施状況	
摘 要	

別表

	山形県	東北港運協会
連絡責任者	防災くらし安心部防災危機 管理課長	専務理事
事務担当者	防災くらし安心部防災危機 管理課職員	協会職員